

市有物品売り払い随意契約要領

- 件 名 : 公用車 2 台 (車両番号 : 28 号車及び 47 号車) の売却
- 規 格 等 : 別紙のとおり
- 見積提出場所 : 泉南市総務部総務課
〒590-0592 大阪府泉南市樽井 1-1-1
- 見積提出期限 : 平成 30 年 1 月 12 日 (金) 午後 5 時まで
- 現物の公開日時 : 平成 29 年 12 月 27 日 (水) 午前 10 時から
- 現物の公開場所 : 泉南市役所内駐車場 (別紙のとおり)
〒590-0592 大阪府泉南市樽井 1-1-1
- 提出心得 : 見積書と本要領に必要事項を記名捺印後封筒に入れ、買受を希望する車両番号 (件名参照) を封筒表面に明記のうえ密封すること。指定時間内に提出がない場合は、失格とします。
- 見積金額記載心得 : 落札者の決定に当たっては見積書に記載された金額に、当該金額の 8 % に相当する金額 (円未満切り捨て) を加算した金額を決定価格とするので、見積書に記載する金額は、当該 8 % に相当する額を除いた金額を記入すること。
- 見積回数 : 各 1 回
- 見積決定 : 最高価格で見積りされた方に決定します。ただし、同額の方が 2 名以上いる場合は、抽選によって決定します。
- 決定通知 : 決定者のみ通知します。
- 契約の締結及び
売買代金の納入 : ○契約金額は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とします。
○決定者は直ちに契約を締結しなければならない。

- 売買代金の納入は契約締結後、市が発行する納付書により平成30年2月16日までに全額即納しなければならない。
- 売買代金納入確認後、現物及び登録に必要な書類等を引き渡すものとします。

契 約 保 証 金 : 免除（泉南市財務規則第127条第6号による）

- 付 帯 条 件 :
- 中古車新規登録手続き（新規検査を含む。）またはそれらに係る費用は決定者が自らの負担で行うこととし、現物の引渡しは、売買代金納入後とします。
 - 市名のある車両については、決定者において必ず判別できないように消去するものとし、それらに係る費用は決定者の負担とします。（後日、現物または画像により確認を行いませんので、来庁またはメール・郵送での対応をお願いします。）
 - 廃車する場合の手続き及び費用は、決定者の負担とします。
 - 現物の引渡しは現状渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行ないません。車両の状況を正確に確認するためにも現物公開日にご確認いただく事を推奨します。

そ の 他 : ○この要領に定めのない事項については、地方自治法、泉南市財務規則ほか関係法令による。

上記条項等を熟覧のうえ、見積りに参加することを証するため、記名捺印いたします。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

Ⓜ